

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第二項又は第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u>を添えて知事（法第十条の二十第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）が二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに法第五条第一項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合にあっては、指定登録機関。次条、第四条、第五条、第六条及び<u>第七条第五項</u>において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>(欠格事由に係る届出等)</p> <p>第七条 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二（<u>第二号に係る部分</u>に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第二項又は第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書に、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添えて知事（法第十条の二十第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）が二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに法第五条第一項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合にあっては、指定登録機関。次条、第四条、第五条、第六条及び<u>第七条第四項</u>において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>(欠格事由に係る届出等)</p> <p>第七条 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二（<u>同条第三号に掲げる場合に該当する場合</u>に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 （略）

4 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定により失踪の宣告の届出の義務を有する者は、失踪の宣告の裁判が確定した日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第二項又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合にあつては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証明書）を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第八条 知事（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関。次項において同じ。）は、免許を取り消した場合又は前条第四項の届出があつた場合（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、知事が免許を取り消した場合又は第十九条の規定により当該届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合）においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の

2 （略）

3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定により失踪の宣告の届出の義務を有する者は、失踪の宣告の裁判が確定した日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 二級建築士又は木造建築士が法第九条第一項（同項第一号及び第二号を除き、同項第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証明書）を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第八条 知事（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関。次項において同じ。）は、免許を取り消した場合又は前条第三項の届出があつた場合（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、知事が免許を取り消した場合又は第十九条の規定により当該届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合）においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の

事由及び年月日を記載する。

2 (略)

(指定登録機関への書類の交付)

第十九条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 第七条第四項又は法第五条の二若しくは第八条の二の規定による届出 当該届出に係る事項
- 二～三 (略)

(免許の取消し等の処分の通知)

第二十条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一～三 (略)

第一号様式 (次葉)

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

事由及び年月日を記載する。

2 (略)

(指定登録機関への書類の交付)

第十九条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 第七条第三項又は法第五条の二若しくは第八条の二の規定による届出 当該届出に係る事項
- 二～三 (略)

(免許の取消し等の処分の通知)

第二十条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一～三 (略)

第一号様式 (次葉)

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

<p>私は、<u>二級木造</u> 建築士の免許を受けたいので、<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>を添えて申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (署名)</p> <p>青森県知事殿 指定登録機関 (名称)</p>				
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日 生	写真
本籍地		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで <u>貼付</u> して下さい。 2 <u>貼付した</u> 写真は免許証に転写されません。
現住所	(電話)			
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年			第 号
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	
欠格事由	1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときはその日 _____			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5 <u>精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u>			はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※審査				
※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

<p>私は、^{二級}木造建築士の免許を受けたいので、<u>戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書</u>を添えて申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (署名)</p> <p>青森県知事殿 指定登録機関 (名称)</p>				
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生	写真
本籍地		性別	□男 □女	1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで <u>ちよう付</u> して下さい。 2 <u>ちよう付した写真</u> は免許証に転写されます。
現住所	(電話)			
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	第 号
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。			いる□ いない□
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日			ある□ ない□
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日			ある□ ない□
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときはその日 年 月 日			ある□ ない□
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで			ある□ ない□
※審査				
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。